別紙様式第２号（第50条の10関係）

29.7cm以上

特定信用事業代理業者許可票

特定信用事業代理業

許可番号　金融庁長官（　）第　　号

（財務（支）局長）

農林水産大臣（　）第　　号

（特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名）

（所属組合の名称）

20cm以上

（記載上の注意）

１　「所属組合の名称」には、所属組合（水産業協同組合法（以下「法」という。）第121条の２第３項に規定する所属組合をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。

２　以上の所属組合があるときは、全ての所属組合の名称を記載すること。

［２・３　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵　農林水産省令第１号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をそれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務の代理の認可の申請等） **第十一条**　［略］ ２　［略］ ３　農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。 ［一～三十六　略］ 三十七　業務代理組合において、所属農林中央金庫等の事業年度ごとに当該所属農林中央金庫等が作成する説明書類（農業協同組合法第五十四条の三第一項及び第二項、水産業協同組合法第九十二条第三項及び第百条第三項において準用する同法第五十八条の三第一項及び第二項又は農林中央金庫法第八十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類をいう。以下	（業務の代理の認可の申請等） **第十一条**　［同上］ ２　［同上］ ３　［同上］ ［一～三十六　同上］ 三十七　［同上］

別紙様式第２号（第50条の10関係）

30cm以上

特定信用事業代理業者許可票

特定信用事業代理業

許可番号　金融庁長官（　）第　　号

（財務（支）局長）

農林水産大臣（　）第　　号

（特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名）

（所属組合の名称）

20cm以上

（記載上の注意）

１　「所属組合の名称」には、所属組合（水産業協同組合法（以下「法」という。）第121条の２第３項に規定する所属組合をいう。）の名称を記載すること。

２　以上の所属組合があるときは、すべての所属組合の名称を記載すること。

［２・３　同左］